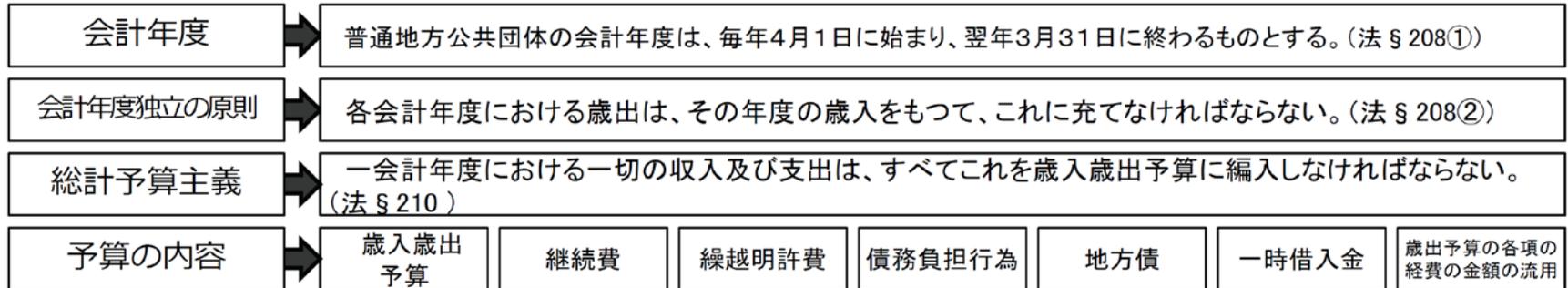


予算・決算

資料は主に総務省
作成資料より作成

地方公共団体の予算について



<歳入歳出予算のイメージ>

(歳入予算)

議決科目〔款項〕(法 § 216・令 § 147・則 § 15①)
① 道府県民税、分担金、使用料等のように収入の性質別に区分 ② 款に大別し、かつ、各款中においてこれを項に区分
(例)(款) 市町村民税 (項) 1 市町村民税 2 固定資産税 3 軽自動車税 等
執行科目〔目節〕(法 § 220・令 § 150・則 § 15)
(1) 目は、項を区分したもの (2) 節は、目を細分化したものと
(例)(項) 市町村民税 (目) 1 個人 2 法人 (節) 1 現年課税分 2 滞納繰越分

(歳出予算)

議決科目〔款項〕(法 § 216・令 § 147・則 § 15①)
① 公債費、小学校費等のように支出目的別(当該経費によって実現しようとする目的別)に区分する。 ② 款項に区分する。
(例)(款) 土木費 (項) 1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川海岸費 等
執行科目〔目節〕(法 § 220・令 § 150・則 § 15)
(1) 目は、項を区分したもの (2) 節は、目を性質別に細分化したもので、地方自治法施行規則で定められている節のいずれかに区分しなければならない。
(例)(項) 道路橋りょう費 (目) 1 道路橋りょう総務費 2 道路維持費 3 道路新設改良費 等 (節) 1 報酬 2 給料 3 工事請負費 等

・普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。(自治法 § 209①)

・特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。(自治法 § 209②)



会計年度及びその独立の原則

会計年度

地方自治法第208条第1項

普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

会計年度 独立の原則

地方自治法第208条第2項

各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

会計年度独立の原則の 例外

継続費の通次繰越し

地方自治法施行令第145条第1項

継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。

繰越明許費

地方自治法第213条第1項

その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

事故繰越し

地方自治法第220条第3項ただし書

年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものは、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

過年度収入・過年度支出

地方自治法施行令第160条・同令第165条の8

出納閉鎖後の収入・支出は、これを現年度の歳入・歳出としなければならない。

歳計剰余金の繰越し

地方自治法第233条の2

各会計年度において決算剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。

翌年度歳入の繰上充用

地方自治法施行令第166条の2

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。

予算の種類

- 当初予算
一会計年度を通じて定められる基本的予算
- 補正予算
予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に変更を加えるために提出する予算(218条1項)
- 暫定予算
通常予算が年度開始前までに成立しない場合等に調製する予算(218条2項)



- 歳入歳出予算

歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。(216条)

- 継続費

普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に複数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたつて支出することができる。(212条6項)

- 繰越明許費

歳出予算の経費のうちその性質上又は予算の成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。(213条1項)

- 債務負担行為 cf. 長期継続契約(234条の3)

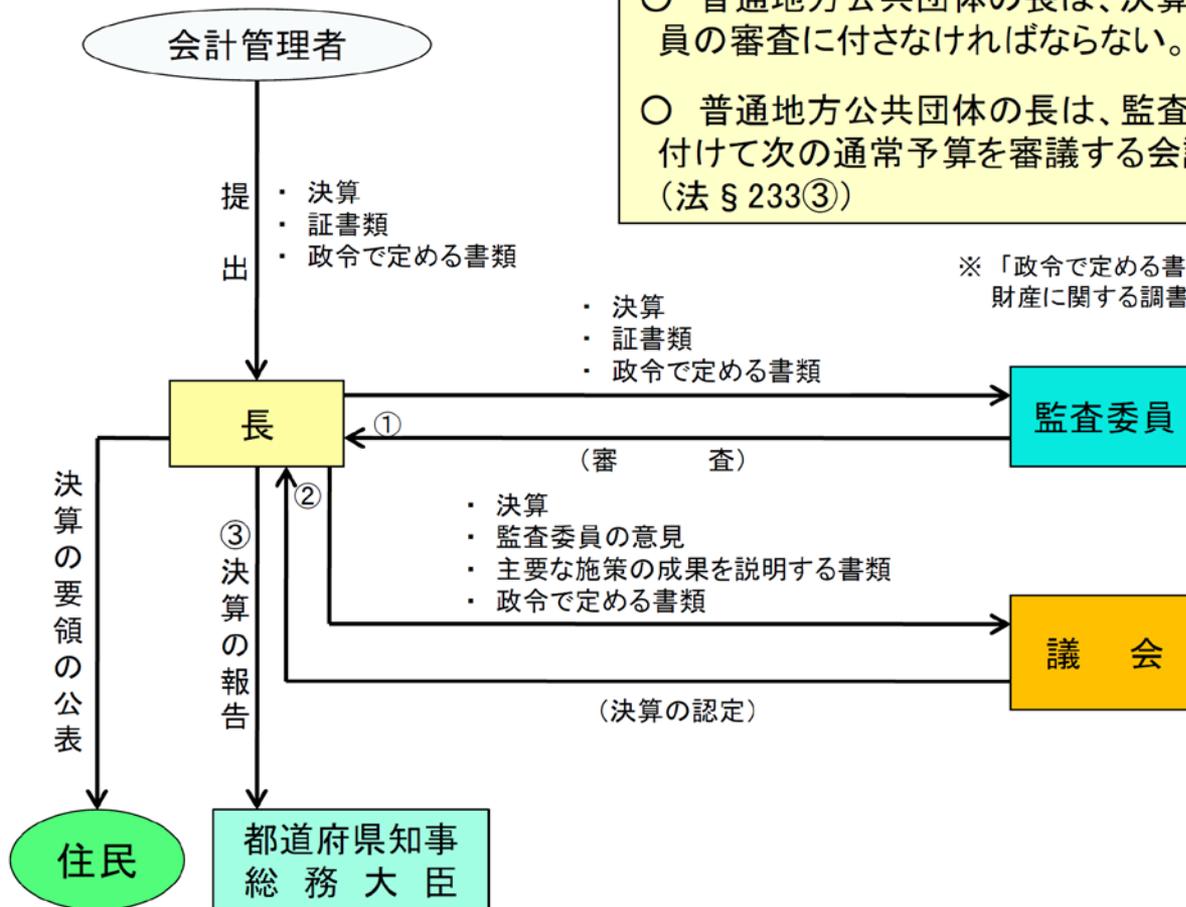
歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。(214条)



決算について

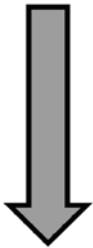
- 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。(法 § 233①)
- 普通地方公共団体の長は、決算及び証書類その他政令で定める書類を監査委員の審査に付さなければならない。(法 § 233②)
- 普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を審議する会議までに議会の認定に付さなければならない。(法 § 233③)

※ 「政令で定める書類」とは、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書をいう。



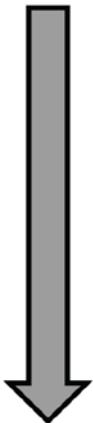
地方公共団体（一般会計）の予算・決算の流れ（1 / 3）

○予算案の編成作業



- ・各部局から予算担当部局への予算要求
- ・予算担当部局による査定
- ・長による査定

○予算案の調製・議会提出



- ・一会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならない（総計予算主義の原則）。（自治法210）
- ・各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。（自治法208②）
- ・長は毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。（自治法211①）
- ・都道府県・指定都市は年度開始30日前、その他の市町村は20日前に議会に提出。（自治法211①）

○予算案の議会審議



- ・議会は次に掲げる事件を議決しなければならない。（自治法96①）
予算を定めること。

○予算案の採決 可決・成立 否決・不成立

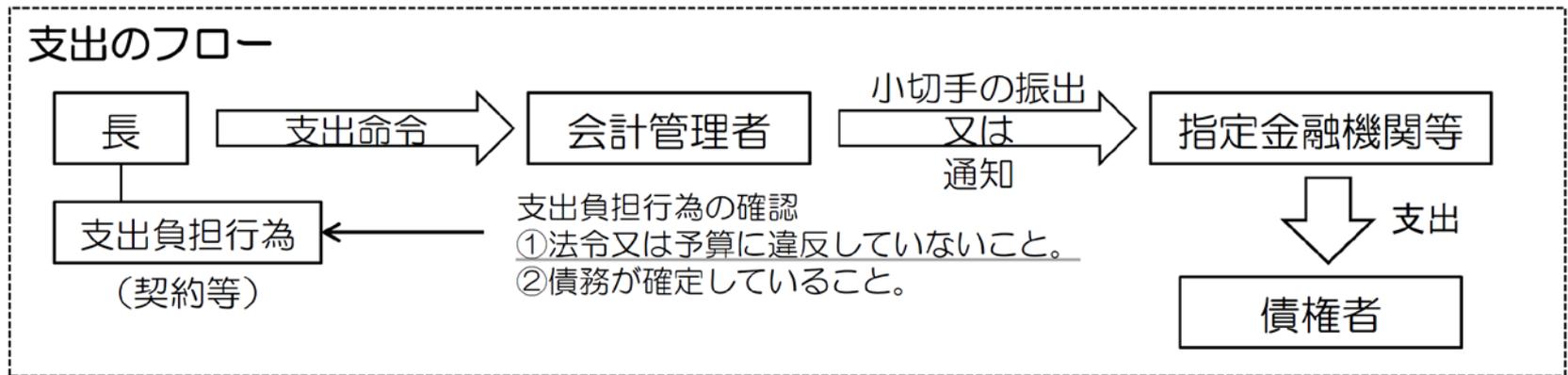


- ・議長は予算を定める議決後3日以内に長に送付。（自治法219①）
- ・長は直ちに、その要領を住民に公表。（自治法219②）

地方公共団体（一般会計）の予算・決算の流れ（2 / 3）

○会計年度開始（4月1日）（自治法208①）

- ・長による予算執行（収入、支出、契約、財産取得・管理・処分、債権管理等）。
- ・地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。（自治法232の3）
- ・会計管理者は長の支出命令により支出を行うが、法令又は予算に違反する支出は行えない。（自治法232の4）



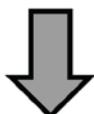
○会計年度終了（3月31日）（自治法208①）

地方公共団体（一般会計）の予算・決算の流れ（3 / 3）

○出納の閉鎖（5月31日）（自治法235の5）

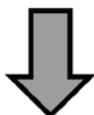


○決算の調製



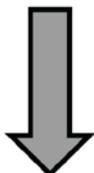
- ・ 会計管理者は出納閉鎖後3箇月以内に決算を調製し長へ提出する。（自治法233①）
- ・ 決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない。（自治令166①）

○監査委員による決算審査



- ・ 長は決算を監査委員の審査に付さなければならない。（自治法233②）

○決算の議会提出



- ・ 長は監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付する。（自治法233③）
- ・ 長は決算の要領を公表する。（自治法233⑥）

○決算の議会審議



- ・ 議会は次に掲げる事件を議決しなければならない。（自治法96①）
決算を認定すること。

○決算の採決 可決・認定 否決・不認定

- ・ 決算が不認定となっても決算の効力に影響はない。

つくば市 H24一般会計決算書

平成24年度

歳入

歳出決算総括表

(単位：円)

会計名	予算現額		計
	(補正予算額) 当初予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	
一般会計	6,238,191,000 65,072,000,000	2,284,608,308	73,594,799,308
国民健康保険特別会計	1,070,140,000 17,366,166,000	0	18,436,306,000
下水道事業特別会計	49,183,000 8,695,943,000	1,026,876,850	9,772,002,850
後期高齢者医療特別会計	71,059,000 1,238,341,000	0	1,309,400,000
作岡財産区特別会計	0 122,000	0	122,000
公平委員会特別会計	249,000 1,002,000	0	1,251,000
介護保険事業特別会計	496,350,000 9,575,489,000	0	10,071,839,000
小計	1,686,981,000 36,877,063,000	1,026,876,850	39,590,920,850
合計	7,925,172,000 101,949,063,000	3,311,485,158	113,185,720,158

歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出 差引額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額
			継続費通次繰越額 繰越明許費 繰越額	
71,403,535,710	66,779,917,560	4,623,618,150	308,046,000 992,582,617 0	3,322,989,533
18,612,283,872	18,051,640,613	560,643,259	0 0 0	560,643,259
8,931,715,450	8,612,792,890	318,922,560	16,000,000 70,407,675 0	232,514,885
1,313,632,191	1,296,948,361	16,683,830	0 0 0	16,683,830
121,501	73,800	47,701	0 0 0	47,701
1,184,750	843,000	341,750	0 0 0	341,750
10,094,640,450	9,912,400,678	182,239,772	0 0 0	182,239,772
38,953,578,214	37,874,699,342	1,078,878,872	16,000,000 70,407,675 0	992,471,197
110,357,113,924	104,654,616,902	5,702,497,022	324,046,000 1,062,990,292 0	4,315,460,730

つくば市 H24一般会計決算書（歳入） ※一部抜粋

一般会計		歳入	
款	項	予算現額	調定額
		円	円
1. 市税		38,267,556,000	43,300,616,009
	1. 市民税	18,203,184,000	20,583,361,356
	2. 固定資産税	17,042,430,000	19,315,424,778
	3. 軽自動車税	276,348,000	348,639,474
	4. 市たばこ税	1,286,290,000	1,443,293,667
	5. 特別土地保有税	1,000	255,500
	6. 入湯税	8,011,000	11,657,700
	7. 都市計画税	1,451,292,000	1,597,983,534
2. 地方譲与税		956,600,000	933,751,294
	1. 地方揮発油譲与税	270,000,000	277,703,294
	2. 自動車重量譲与税	686,600,000	656,048,000
3. 利子割交付金		80,800,000	78,184,000
	1. 利子割交付金	80,800,000	78,184,000
4. 配当割交付金		61,800,000	63,776,000
	1. 配当割交付金	61,800,000	63,776,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		13,700,000	16,701,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	13,700,000	16,701,000
6. 地方消費税交付金		2,299,500,000	2,221,516,000
	1. 地方消費税交付金	2,299,500,000	2,221,516,000
7. ゴルフ場利用税交付金		55,453,000	87,069,517
	1. ゴルフ場利用税交付金	55,453,000	87,069,517
8. 自動車取得税交付金		230,800,000	242,562,000
	1. 自動車取得税交付金	230,800,000	242,562,000
9. 地方特例交付金		117,151,000	117,151,000
	1. 地方特例交付金	117,151,000	117,151,000
10. 地方交付税		2,008,963,000	2,631,747,000
	1. 地方交付税	2,008,963,000	2,631,747,000
11. 交通安全対策特別交付金		45,000,000	37,970,000

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
円	円	円	円
39,681,328,142	258,073,502	3,364,687,337	1,413,772,142
18,968,320,924	107,869,688	1,509,625,180	765,136,924
17,487,716,129	140,853,828	1,687,754,423	445,286,129
288,900,219	5,345,030	54,437,625	12,552,219
1,443,293,667	0	0	157,003,667
255,500	0	0	254,500
10,701,450	0	956,250	2,690,450
1,482,140,253	4,004,956	111,913,859	30,848,253
933,751,294	0	0	△22,848,706
277,703,294	0	0	7,703,294
656,048,000	0	0	△30,552,000
78,184,000	0	0	△2,616,000
78,184,000	0	0	△2,616,000
63,776,000	0	0	1,976,000
63,776,000	0	0	1,976,000
16,701,000	0	0	3,001,000
16,701,000	0	0	3,001,000
2,221,516,000	0	0	△77,984,000
2,221,516,000	0	0	△77,984,000
87,069,517	0	0	31,616,517
87,069,517	0	0	31,616,517
242,562,000	0	0	11,762,000
242,562,000	0	0	11,762,000
117,151,000	0	0	0
117,151,000	0	0	0
2,631,747,000	0	0	622,784,000
2,631,747,000	0	0	622,784,000
37,970,000	0	0	△7,030,000

つくば市 H24一般会計決算書（歳出） ※一部抜粋

一般会計	歳出	予 算 現 額
款	項	円
1. 議会費		430,074,000
	1. 議会費	430,074,000
2. 総務費		7,204,604,917
	1. 総務管理費	5,091,118,917
	2. 徴税费	1,193,719,000
	3. 戸籍住民基本台帳費	603,776,000
	4. 選挙費	234,434,000
	5. 統計調査費	22,899,000
	6. 監査委員費	58,658,000
3. 民生費		25,676,949,036
	1. 社会福祉費	11,630,833,000
	2. 児童福祉費	11,323,110,000
	3. 生活保護費	1,805,098,000
	4. 災害救助費	917,908,036
4. 衛生費		4,794,142,150
	1. 保健衛生費	2,569,251,150
	2. 清掃費	2,221,866,000
	3. 病院費	3,025,000
5. 労働費		240,113,536
	1. 労働諸費	240,113,536
6. 農林水産業費		1,815,732,000
	1. 農業費	1,735,410,000
	2. 林業費	80,322,000
7. 商工費		819,465,000
	1. 商工費	819,465,000
8. 土木費		8,690,613,855
	1. 土木管理費	202,474,000
	2. 道路橋梁費	1,982,397,530
	3. 河川費	43,419,000
	4. 都市計画費	6,276,050,325
	5. 住宅費	186,273,000
9. 消防費		3,370,077,834

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
円	円	円	円
425,273,047	0	4,800,953	4,800,953
425,273,047	0	4,800,953	4,800,953
6,848,204,257	95,388,830	261,011,830	356,400,660
4,866,241,456	85,151,000	139,726,461	224,877,461
1,137,261,802	0	56,457,198	56,457,198
584,594,847	10,237,830	8,943,323	19,181,153
182,984,460	0	51,449,540	51,449,540
19,778,904	0	3,120,096	3,120,096
57,342,788	0	1,315,212	1,315,212
24,699,258,020	175,468,000	802,223,016	977,691,016
11,223,115,213	175,468,000	232,249,787	407,717,787
11,040,927,893	0	282,182,107	282,182,107
1,766,070,204	0	39,027,796	39,027,796
669,144,710	0	248,763,326	248,763,326
4,672,235,913	1,764,000	120,142,237	121,906,237
2,515,008,666	0	54,242,484	54,242,484
2,154,202,247	1,764,000	65,899,753	67,663,753
3,025,000	0	0	0
194,560,082	1,597,639	43,955,815	45,553,454
194,560,082	1,597,639	43,955,815	45,553,454
1,657,314,527	92,210,000	66,207,473	158,417,473
1,582,642,663	88,451,000	64,316,337	152,767,337
74,671,864	3,759,000	1,891,136	5,650,136
680,900,963	54,939,000	83,625,037	138,564,037
680,900,963	54,939,000	83,625,037	138,564,037
7,339,467,382	1,265,003,387	86,143,086	1,351,146,473
196,034,983	2,759,000	3,680,017	6,439,017
1,396,128,769	575,361,000	10,907,761	586,268,761
16,002,910	26,860,000	556,090	27,416,090
5,548,417,330	660,023,387	67,609,608	727,632,995
182,883,390	0	3,389,610	3,389,610
3,211,653,878	134,948,000	23,475,956	158,423,956

つくば市 H24一般会計事項別明細書 (図書館費)

一般会計

歳出 第 10 款 教育費

科目名	予 算 現 額				
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計
10 5 社会教育費	892,251,000	△72,738,000	2,120,000		821,633,000
10 5 1 社会教育総務費	285,368,000	△23,436,000			261,932,000
10 5 2 図書館費	325,321,000	△2,957,000			322,364,000

区分	金額	支出済額	翌年度繰越額		不用額	備考
			継続費繰越	明許費繰越		
18. 備品購入費	5,216,000	5,144,881			71,119	
19. 負担金補助及び交付金	109,067,000	107,964,340			1,102,660	
20. 扶助費	91,000	0			91,000	
23. 償還金利子及び割引料	28,916,000	28,914,046			1,954	
		790,379,169	繰越明許費		25,405,331	
			5,848,500			
		255,516,685			6,415,315	・職員給与関係経費
1. 報酬	22,426,000	21,861,000			565,000	121,007,202
2. 給料	65,050,000	64,838,084			211,916	・社会教育振興に要する経費
3. 職員手当等	40,445,000	40,309,712			135,288	3,200,317
4. 共済費	15,860,000	15,859,406			594	・成人式に要する経費
8. 報償費	7,375,000	6,298,476			1,076,524	753,883
9. 旅費	2,557,000	1,744,754			812,246	・地域改善対策に要する経費
11. 需用費	11,108,104	10,058,415			1,049,689	2,476,649
消耗品費	5,515,300	5,081,550			433,750	・家庭教育支援に要する経費
燃料費	66,000	26,898			39,102	24,450,073
食糧費	854,054	834,821			19,233	・生涯学習推進に要する経費
印刷製本費	3,596,250	3,194,214			402,036	2,118,532
光熱水費	324,000	318,056			5,944	・生涯学習施設管理に要する経費
修繕料	682,500	567,000			115,500	79,756,361
肥飼料費	70,000	35,876			34,124	・科学教育推進に要する経費
12. 役務費	2,772,396	2,175,315			597,081	9,568,027
13. 委託料	84,641,000	83,687,995			953,005	・青少年育成に要する経費
14. 使用料及び賃借料	815,000	597,260			217,740	8,080,023
15. 工事請負費	3,012,500	2,819,250			193,250	・つくばサイエンスラボに要する経費
18. 備品購入費	659,000	511,418			147,582	・放課後子ども教室推進に要する経費
19. 負担金補助及び交付金	5,211,000	4,755,600			455,400	2,855,858
		302,637,022	繰越明許費		15,190,978	・職員給与関係経費
			4,536,000			127,525,981
1. 報酬	19,440,000	19,368,000			72,000	・図書館維持管理に要する経費
2. 給料	70,409,000	68,671,607			1,737,393	108,927,674
3. 職員手当等	40,650,000	38,967,548			1,682,452	・図書館運営に要する経費
4. 共済費	20,063,000	19,886,826			176,174	66,183,367
7. 賃金	6,219,000	5,791,366			427,634	
8. 報償費	28,000	0			28,000	
9. 旅費	1,192,000	816,880			375,120	
11. 需用費	43,043,570	40,358,702			2,684,868	
消耗品費	5,565,028	5,344,930			220,098	

実質収支に関する調書

(一般会計)

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	71,403,536 千円
2. 歳 出	総 額	66,779,918
3. 歳 入	歳 出 差 引 額	4,623,618
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	308,046
	(2) 繰越明許費繰越額	992,582
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	1,300,628
5. 実 質 収 支 額		3,322,990
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額		0



つくば市 H24 財産に関する調書 ※一部抜粋

財産に関する

1 公有財産

(1) 土地及び建物

区 分	土 地 (地 積)			建 物		
				木 造 (延床面積)		
	前年度 現在高	決算年度 中増減高	決算年度 末現在高	前年度 現在高	決算年度 中増減高	決算年度 末現在高
本 庁 舎	78,165	0	78,165	190	0	0
その 他 の 行 政 機 関	消 防 施 設	30,060	0	30,060	911	0
	その他の施設	99,852	915	100,767	29	28
公 共 用 財 産	学 校	1,234,380	0	1,234,380	2,955	0
	公 営 住 宅	55,257	0	55,257	3,088	0
	公 園	1,755,271	0	1,755,271	711	0
	その他の施設	852,181	78,720	930,901	25,485	0
山 林	513,218	0	513,218	0	0	0
畑	3,520	0	3,520	0	0	0
田	2,905	0	2,905	0	0	0
宅 地	65,555	△ 1,996	63,559	1,386	0	0
原 野	37,049	0	37,049	0	0	0
河 川 地 域	8,215	0	8,215	0	0	0
湖 沼	80,319	0	80,319	0	0	0
墓 地	47,038	0	47,038	0	0	0
都 市 下 水 路	15,581	0	15,581	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
合 計	4,878,566	77,639	4,956,205	34,755	28	0

調書 (総括)

(平成25年3月31日現在)

(単位：㎡)

物						
面積)	非 木 造 (延床面積)			延 床 面 積 合 計		
決算年度 末現在高	前年度 現在高	決算年度 中増減高	決算年度 末現在高	前年度 現在高	決算年度 中増減高	決算年度 末現在高
190	49,556	0	49,556	49,746	0	49,746
911	8,212	0	8,212	9,123	0	9,123
57	15,707	0	15,707	15,736	28	15,764
2,955	301,234	499	301,733	304,189	499	304,688
3,088	52,326	0	52,326	55,414	0	55,414
711	12,061	0	12,061	12,772	0	12,772
25,485	117,781	6,587	124,368	143,266	6,587	149,853
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
1,386	1,642	0	1,642	3,028	0	3,028
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
34,783	558,519	7,086	565,605	593,274	7,114	600,388



つくば市 H24 基金の運用状況報告書 ※一部抜粋

つくば市高額療養費貸付基金運用状況報告書

区分	平成23年度末 現在高	平成24年度			平成24年度末 現在高
		増	減	計	
貸付金	6,776,565	12,040,000	17,380,000	△ 5,340,000	1,436,565
預金	18,223,435	17,380,000	12,040,000	5,340,000	23,563,435
合計	25,000,000	29,420,000	29,420,000	0	25,000,000
基金額	25,000,000	0	0	0	25,000,000

つくば市土地開発基金運用状況報告書

(単位：円)

区分	平成23年度末現在高		平成24年度						平成24年度末現在高	
			増		減		計			
	数量(m ²)	金額	数量(m ²)	金額	数量(m ²)	金額	数量(m ²)	金額	数量(m ²)	金額
土地	1,123	24,706,000	0	0	0	0	0	0	1,123	24,706,000
預金	-	179,856,000	-	51,000	-	0	-	51,000	-	179,907,000
合計	1,123	204,562,000	0	51,000	0	0	0	51,000	1,123	204,613,000



つくば市 H24 主要施策の成果及び予算執行の実績 (図書館)

事業名： 図書館維持管理に要する経費

教育委員会事務局 中央図書館

款	項	目	事業	年度	当初予算額 (単位:千円)	前年度 繰越額	補正予算額	流充用額	予算現額	次年度 繰越額	支出済額	執行率 (%)
10	05	02	11	本年	121,291		2,653		123,944	4,536	108,928	91.5
				前年	121,878		△ 1,900		119,978		106,434	88.7
				比較	△ 587		4,553		3,966	4,536	2,494	-
【参考】前々年度					114,464		△ 4,452		110,012		108,084	98.2

目的

施設及び設備の適正な維持管理を図り、安全で利便性の高い図書館としての市民の利用に供するため。

概要及び成果

1 図書館の維持管理

- (1) 図書館の施設及び設備に関する修繕及び維持管理業務
- (2) 図書館情報システムの運用管理
- (3) 文化会館アルスの修繕及び維持管理業務

【成果】

図書館及び文化会館アルスの施設環境を充実させ、市民に快適な生涯学習の場を提供した。

(1) 図書館関係修繕工事

アルス非常用バッテリー交換及び直流電源装置整備修繕工事, 図書館電話設備交換修繕工事

- (2) 図書館消防設備交換修繕, アルス監視カメラ改修修繕工事, アルス非常電源共用盤電磁接触器交換修繕, アルスホール防音扉用ドアクローザー本体交換修繕



款	項	目	事業	年度	当初予算額 (単位:千円)	前年度 繰越額	補正予算額	流充用額	予算現額	次年度 繰越額	支出済額	執行率 (%)
10	05	02	12	本年	67,298				67,298		66,183	98.3
				前年	67,354		2,790		70,144		68,828	98.1
				比較	△ 56		△ 2,790		△ 2,846		△ 2,645	-
【参考】前々年度					71,545		2,728		74,273		72,640	97.8

目的

資料の質的充実を図り、市民の多様な情報要求に応えることで、生涯学習を支援するため。また、積極的に情報を発信し、図書館機能をさらに高めながら、市民サービスの向上に寄与するため

概要及び成果

- 図書館資料・視聴覚資料の受け入れ及び貸出
【成果】
 資料の充実に努め、自動車図書館運行、予約・リクエスト、インターネットからの照会・検索等のサービスで市民の利便性の向上を図った。

	平成24年度	平成23年度	平成22年度
年間受け入れ資料点数	20,287 点	18,563 点	17,084 点
年間貸出資料点数	1,016,383 点	1,008,374 点	1,001,056 点
- 図書館協議会の開催
【成果】
 3回(7月, 11月, 3月)
 会議の主な内容 : 平成23年度事業報告・平成24年度事業計画, 蔵書点検結果報告, 中央図書館の英字新聞の廃棄分の有効利用について, 南1駐車場の掲示板による情報提供について
- 図書館ボランティアの活動支援
【成果】
 ボランティアを積極的に受け入れ, 自主的な活動を支援した。(登録ボランティア148名)
- 図書館自主事業の開催
【成果】
 (平成24年度開催の主な事業)
 - ジュニア図書館員 : 児童に図書館業務を体験してもらう事業

	平成24年度	平成23年度	平成22年度
参加人数	55人	31人	46人
 - 学校訪問ブックトーク : 希望する学校に職員が出向き, テーマに沿った図書を照会する事業

		平成24年度	平成23年度	平成22年度
小学校	訪問校数	35校	28校	23校
	参加人数	1,903人	1,519人	1,450人
中学校	訪問校数	1校	3校	2校
	参加人数	51人	304人	151人
 - 図書リサイクル : 除籍した図書を市民に無償で提供し, 活用を図る事業

	平成24年度	平成23年度	平成22年度
参加人数	806人	677人	619人
 - おはなしフェスティバル : 児童を対象とした読み聞かせ, パネルシアター等を講演する事業
(参加人数:362名)





財政健全化法

資料は主に総務省
作成資料より作成

◎再建団体移行を正式表明＝破綻法制に影響もー北海道夕張市

多額の負債を抱える北海道夕張市は20日、国の管理下で財政の立て直しを進める財政再建団体に移行する方針を正式表明した。市議会で後藤健二市長が「自力での再建は困難で、法の下での再建に取り組む決意をした」と述べた。国から再建団体に指定されれば、1992年の福岡県赤池町（現福智町）以来。自治体財政の窮状ぶりの一端が浮かび上がった形で、総務省が検討している破綻（はたん）法制論議にも影響を与えそうだ。

夕張市は炭鉱の閉山で人口が急減、税収が減る一方、高齢化は進んだ。市の一般財源の標準的な規模は約45億円。これに対し実質的な負債総額は500億円を超えており、一時借り入れで当面の財源不足をしのいできた。

後藤市長は「財政再建を最優先課題に取り組んできたが、国の交付税の見直しもありこれまでの対策では追い付かない」と述べ、地方交付税の抑制など財政を取り巻く環境の厳しさも指摘した。

財政再建団体に指定されると、累積した赤字の解消に向け職員数の削減や給与の見直し、税や手数料などの引き上げ、市の判断で実施している事業の廃止などが迫られる可能性が高く、市民生活に影響が出る。（了）

（時事通信 平成18年6月20日）



北海道 夕張市

1. 夕張市の概況

- 人口:S35国調(最大時):107,972人→H22国調:10,922人
(H26.3.31住基人口:9,765人)

※高齢人口割合:H22国調:43.8%(道内最高)

[参考]北海道:24.7% 全国:23.0%

- 面積:763.20km²(うち林野面積:91%) [参考]東京23区:621.98km²

2. 夕張市の財政悪化要因

① 歳入減少

- 炭鉱の閉山(炭鉱数S35:17→H2:0)による人口減少に伴い歳入が大幅に減少

② 歳出規模の拡大

- 観光施設整備(「石炭の歴史村」整備、リゾートホテル取得 等)による公債費等の負担(H16人口一人当たり地方債残高:1,007千円⇔類似団体平均:498千円)、三セク(石炭の歴史村観光、夕張観光開発 等)の運営への赤字補てんの増大等
- 歳入減少に伴うサービス水準の見直しや組織のスリム化が大きく立ち遅れ、総人件費の抑制も不十分(H16人口千人当たり職員数:20.12人⇔類似団体平均:10.20人)であったこと

③ 不適正な財務処理

- 会計間で年度をまたがる貸付・償還を行うことで赤字決算を先送り



3. 夕張市財政再生計画の概要

① 計画策定の経緯

H18. 6.20 夕張市長が旧再建法に基づき財政再建に取り組む決意を表明

9.29 夕張市議会が財政再建の申出を議決

H19. 2.28 夕張市議会が財政再建計画を議決

3. 6 総務大臣が財政再建計画に同意 (実質計画期間H19～H36[18年間])

H22. 3. 2 夕張市議会が財政再生計画及び同計画の総務大臣への協議を議決

3. 9 総務大臣が財政再生計画に同意 (実質計画期間H22～H38[17年間])

② 解消すべき赤字額

再建計画策定時 353億円 [参考]H17決算歳出規模:126億円

再生計画策定時 322億円 [参考]H20決算歳出規模: 73億円

③ 主な取組み

歳入:市税の税率引上げ(市民税、固定資産税、軽自動車税 等)、使用料・手数料の見直し(施設使用料50%引上げ、ごみ処理手数料の新設 等)など

歳出:人件費見直し(全国の市町村の中で最も低い水準)、事務事業等の抜本的見直し(観光事業会計の廃止、病院を診療所に縮小 等)など

④ 国、北海道の対応

国:赤字振替債である再生振替特例債の利子の一部負担(特別交付税)など

道:道貸付金借換制度の創設(償還期限の延長)、職員派遣(H26:13名)、一部市道の除雪など



地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

旧来の地方公共団体の財政再建制度では分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の問題が指摘されていたため、新たな指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」が平成21年4月に全面施行されています。法律の概要は下図のとおり。

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
 - ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
 - ・ストック指標: 将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
 - ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
 - ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
 - ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
 - ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
 - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

(健全財政)

(財政悪化)

早期健全化基準

財政再生基準

実質赤字比率

道府県: 3.75%
市町村: 11.25%~15%

連結実質赤字比率

道府県: 8.75%
市町村: 16.25%~20%

実質公債費比率

25%

将来負担比率

都道府県・政令市: 400%
市町村: 350%

資金不足比率

20%

(公営企業ごと)

経営健全化基準

道府県: 5%
市町村: 20%

道府県: 15%
市町村: 30%

35%

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けていた。東京都の基準についても、経過措置が設けられていた。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

地方公共団体財政健全化法創設までの経緯①

平成18年の地方分権21世紀ビジョン懇談会での議論を契機に、「新しい地方財政再生制度研究会」等において地方公共団体の財政再建制度のあり方について議論されました。これらの議論を踏まえ、地方公共団体財政健全化法が創設されています。

地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書(平成18年7月3日)

2. 各論(3)いわゆる“再生型破綻法制”の整備背景・目的

この観点から、いわゆる“再生型破綻法制”の検討に早期に着手し、3年以内に整備すべきである。その際、透明なルールに基づく早期是正措置を講じ、それでもうまくいかなかった場合に再生手続きに入るという2段階の手続きとすべきである。これらの点を踏まえた、いわゆる“再生型破綻法制”の制度の概要を今秋までに作成・公表すべきである。

「基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)

再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日)

このため、新しい地方財政再生制度においては、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームを構築すべきであり、以下のとおり具体的な提言を行うものである。

地方公共団体財政健全化法創設までの経緯②

新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日)(続き)

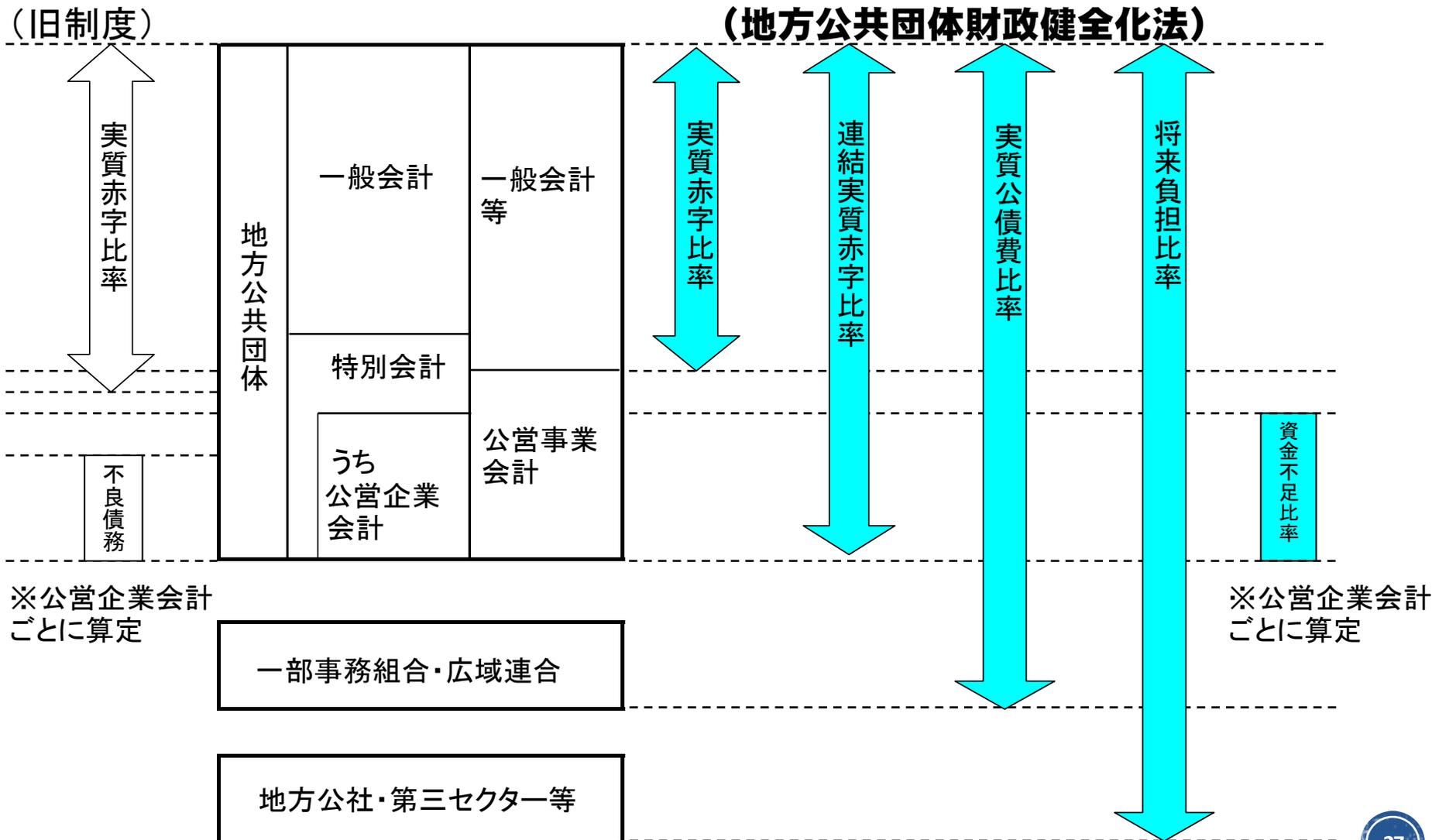
- この半世紀あまりで、地方公共団体の行政活動は著しく多様化してきており、地方公共団体の活動を全体として捉え、その財政状況を住民が分かりやすく把握できるよう、必要なものの追加も含め財政指標の充実が必要である。
- 新しい地方財政再生制度においては、・・・特に、
 - ① 当該団体全体の財政運営上の問題を把握しその責任を明確化するという観点、
 - ② 地方公社や第三セクターの状況も含め、当該団体の潜在的なリスクも含めた中長期的な財政運営の健全化を図るという観点から、フロー・ストックの両面において必要な指標を用いるべき
- 今回の新しい再生制度においては、新たなフロー指標を設け、公営企業会計も連結して把握することにより、公営企業会計が悪化した結果、当該地方公共団体全体の新たなフロー指標が早期是正又は再生段階に至った場合には、当該公営企業会計を中心に早期是正又は再生スキームが適用されるものである。
- しかし、公営企業が供給する住民サービスは、上・下水道、病院など住民の日常生活に欠くことのできないものが多いことから、その経営の悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないよう、個々の公営企業会計においても、経営悪化の初期の段階から経営健全化計画の策定を義務づけ、自律的な経営改善を促すこととすべきである。また、このことにより、公営企業会計の経営が悪化した場合に普通会計に与える影響も未然に防止することが可能となる。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行の経過

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
7/3 7/7 8/31 9/25 12/8 3/9	6/15 6/22 9/26 11/15 12/7 12/28 2/5 3/19	4/1 4/28 5/9 6/4 9/30 11/28	4/1 10/2 11/30 3月	5/25 9/28 11/30
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究会報告書 ・ 中間報告「方向性の提示」 ○ 新しい地方財政再生制度研究会 発足 ・ 骨太2006 ・ 地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健全化法説明会（第2回） ・ 健全化法説明会（第1回） ○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布 ・ 法案可決・成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健全化法説明会（第3回） ・ 省令公布 ・ 政令公布 ○ 健全化法一部施行（財政指標の公表等に係る規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年度決算に基づく財政指標の公表（速報） ○ 健全化法全面施行（計画策定義務等に係る規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度の財政健全化計画等の実施状況報告及び完了報告の概要の公表 ○ 平成21年度に策定された財政健全化計画の概要等の公表
<p>再生型破綻法制の整備 現行再建法制の見直し</p> <p>新制度の本格的検討</p>	<p>法案審議</p> <p>地方団体との意見交換、制度説明等</p>	<p>財政指標の算定方法に係る詳細の決定</p> <p>法の円滑な施行のための制度周知等</p> <p>地方団体における財政指標の算定・議会報告・公表等</p>	<p>平成21年度内に策定</p> <p>計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画等を</p>	<p>の概要の公表</p> <p>平成21年度の財政健全化計画等の実施状況報告及び完了報告</p>

健全化判断比率等の算定の対象となる会計

○ 健全化判断比率・資金不足比率の算定の対象となる会計は下図のとおり。



健全化判断比率等の算出式

○ 健全化判断比率・資金不足比率の算出式は以下のとおり。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(3か年平均)

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の設定の考え方①

○ 地方公共団体財政健全化法創設時の各指標の早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の設定の考え方は以下のとおり。

1 実質赤字比率

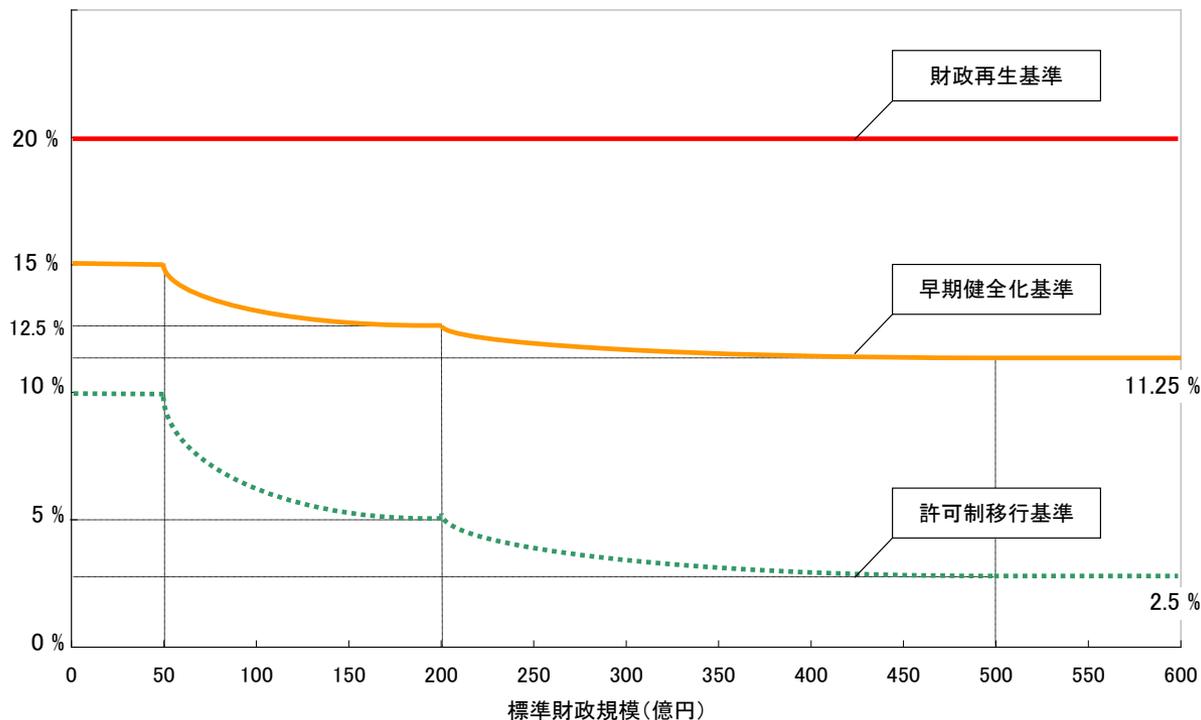
(1) 早期健全化基準については、地方債協議・許可制度における許可制移行基準(市町村 ※2.5%~10%、都道府県2.5%)と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ11.25~15%、道府県は3.75%とする。※特別区を含む。以下同じ。

(2) 財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している旧再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%、道府県は5%とする。

※(1)、(2)について東京都の基準は別途設定されている。

実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ

実質赤字比率(%)



早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の設定の考え方②

2 連結実質赤字比率

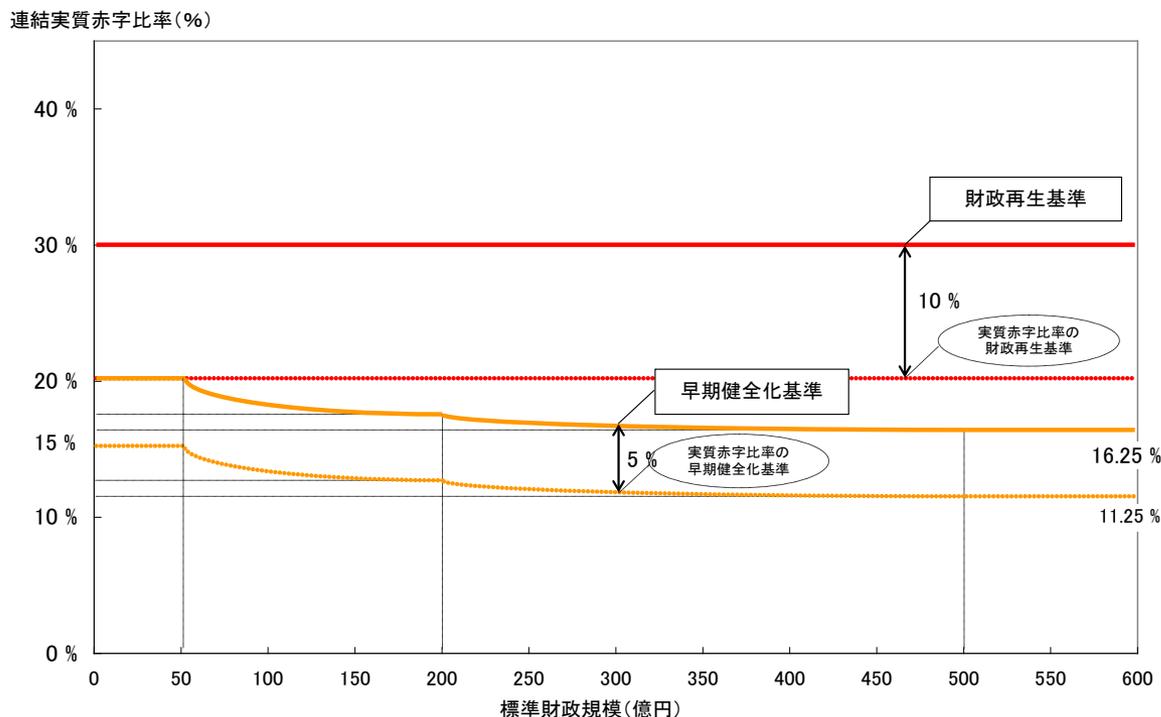
(1) 早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村については財政規模に応じ16.25～20%、道府県については8.75%とする。

(2) 財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に(1)と同様の観点から10%加算し、市町村は30%、道府県は15%とする。

※(1)、(2)について東京都の基準は別途設定されている。

※ 連結実質赤字比率は、法で導入された新しい指標であることに鑑み、財政運営に大きな制約を与える財政再生基準については、3年間の経過的な基準(10～5%引上げ)を設ける(平成21年度～平成23年度)。また、東京都にも別途経過的な基準が設けられている。

連結実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ



早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の設定の考え方③

3 実質公債費比率

- (1) 早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%とする。
- (2) 財政再生基準は、市町村・都道府県とも、地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準とされている35%とする。

4 将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350%、都道府県及び政令市は400%とする。

5 公営企業ごとの資金不足比率

経営健全化基準(早期健全化基準に相当する基準)は、地方債協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して20%とする。

(営業収益／年の5%程度の合理化努力×4年のイメージ)

注 財政健全化計画の内容は、地方公共団体の自主性に委ねられることを踏まえ、実質公債費比率に基づく地方債同意等基準における3(1)(2)の間の起債制限の事業区別は撤廃した。(平成21年度地方債同意等基準)

平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

○ 平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の状況については以下のとおり。(平成25年11月29日確報公表)

I. 健全化判断比率の状況

1. 実質赤字比率

○ 早期健全化基準以上の団体:なし(23年度決算も同じ)

○ 実質赤字額がある団体:なし(23年度決算:2団体)

* 一般会計等の赤字の程度を指標化したもの

* 早期健全化基準 市町村:財政規模に応じ11.25%~15%、道府県:3.75%

財政再生基準 市町村:20%、道府県:5%

2. 連結実質赤字比率

○ 早期健全化基準以上の団体:なし(23年度決算も同じ)

○ 連結実質赤字額がある団体:7団体(23年度決算:9団体)

* 一般会計等と公営企業会計等の赤字の程度を連結して指標化したもの

* 早期健全化基準 市町村:財政規模に応じ16.25%~20%、道府県:8.75%

財政再生基準 市町村:30%、道府県:15%

3. 実質公債費比率

○ 財政再生基準以上の団体:1団体(夕張市:40.0%)

(23年度決算も団体は同じ)

○ 都道府県平均:13.7%、市区町村平均:9.2%

* 交付税算入分以外の公債費等の程度を指標化したもの

* 早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%

4. 将来負担比率

○ 早期健全化基準以上の団体:2団体

(夕張市:816.1%、泉佐野市:352.0%)

(23年度決算も団体は同じ)

○ 都道府県平均:210.5%、市区町村平均:60.0%

* 地方債現在高、公営企業に対する債務や退職手当引当分を指標化したもの

* 早期健全化基準 市町村(政令市を除く.):350%、都道府県及び政令市:400%

なお、財政再生基準の設定はない。

【参考】財政健全化団体等の状況

○ 財政再生団体 : 北海道夕張市

○ 財政健全化団体 : 青森県大鰐町(※)、大阪府泉佐野市

(※) 大鰐町は早期健全化基準未滿であるが、財政健全化計画、今後、実質公債費比率が早期健全化基準を上回る見込みであるため、今年度は完了報告を行わず、引き続き財政の健全化に取り組むこととしている。

II. 資金不足比率の状況

○ 経営健全化基準以上である公営企業会計:20会計 (23年度決算:36会計)

※ 20会計の内訳:交通事業3会計、病院事業4会計、市場事業2会計、と畜場事業1会計、宅地造成事業4会計、観光施設事業5会計、その他事業1会計

○ 資金不足額がある公営企業会計:69会計(23年度決算:88会計)

* 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

* 経営健全化基準 20%

財政再生団体及び財政健全化団体の推移

	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	
財政再生団体	北海道 夕張市	→				
財政健全化団体	青森県 大鰐町 大阪府 泉佐野市	→				
	北海道 洞爺湖町 奈良県 御所市 沖縄県 座間味村 伊是名村	→				
	北海道 江差町 由仁町 中頓別町 福島県 双葉町 奈良県 上牧町 鳥取県 日野町 沖縄県 伊平屋村	→				
	北海道 歌志内市 浜頓別町 利尻町 山形県 新庄市 群馬県 嬬恋村 長野県 王滝村 兵庫県 香美町 高知県 安芸市					
	団体数合計	22団体(1団体)	14団体(1団体)	7団体(1団体)	3団体(1団体)	3団体(1団体)

※団体数合計の()内の数値は、うち財政再生団体数。



財務分析



財政分析指標

- 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数

基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額の過去3年間の平均値

- 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合

実質収支 ÷ 標準財政規模

※ 実質収支: 形式収支(歳入 - 歳出) - 繰越財源

標準財政規模: 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの。すなわち通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量

(基準財政収入額 - 各種譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100 ÷ 75 + 各種譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額



■ 経常収支比率

経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るもの。比率が高いほど財政構造の硬直化が進展。

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（**経常的経費**）に**充当された一般財源の額**が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（**経常一般財源**）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合

■ 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つ。**公債費に充当された一般財源の一般財源総額**に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進展。



健全化判断比率

■ 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

早期健全化基準：都道府県 3.75%、市町村 11.25～15%

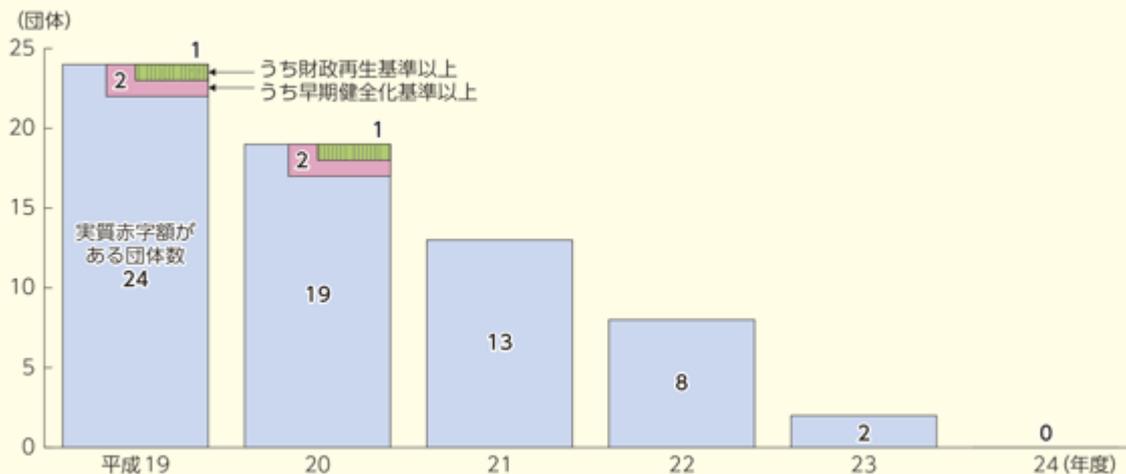
財政再生基準：都道府県 5%、市町村 20%

地方財政法に基づく起債許可：都道府県 2.5%

市町村 2.5%～10%

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

第95図 実質赤字額がある団体数の推移



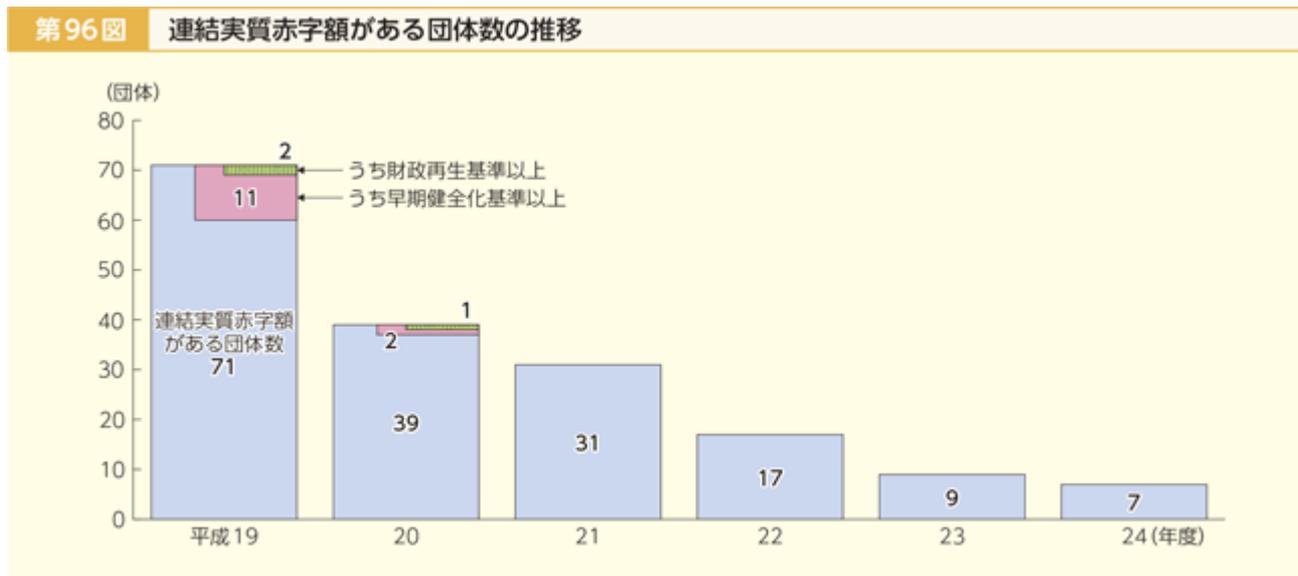
■ 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

早期健全化基準：都道府県 8.75%、市町村 16.25～20%

財政再生基準：都道府県 15%、市町村 30%

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$



■ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

早期健全化基準：都道府県・市町村 25%

財政再生基準：都道府県・市町村 35%

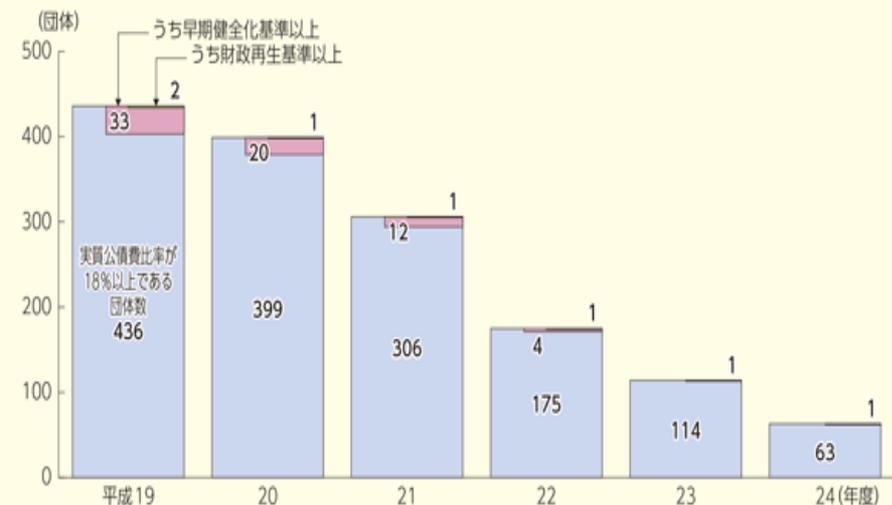
地方財政法に基づく起債許可：都道府県・市町村18%
(起債届出：16%)

実質公債費比率(3カ年平均)

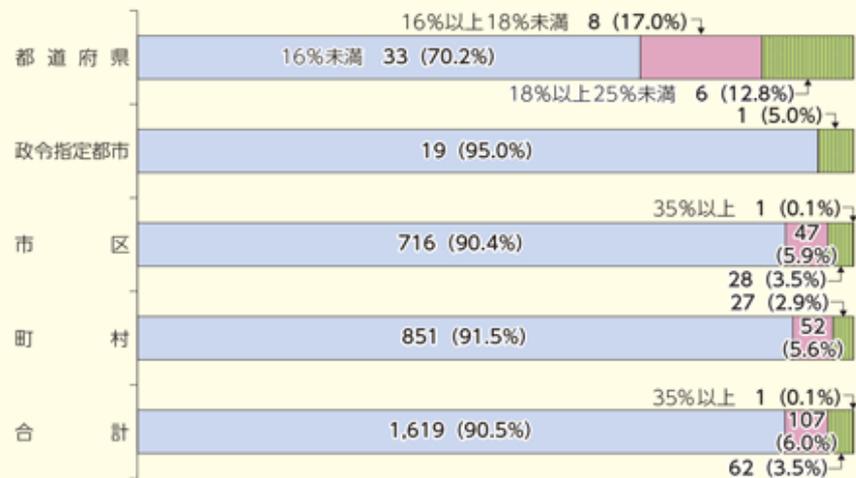
(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)

$$= \frac{\text{— (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 — (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

97 実質公債費比率が18%以上である団体数の推移



実質公債費比率の段階別分布状況



(注) () 内の数値は、構成比である。

■ 将来負担比率

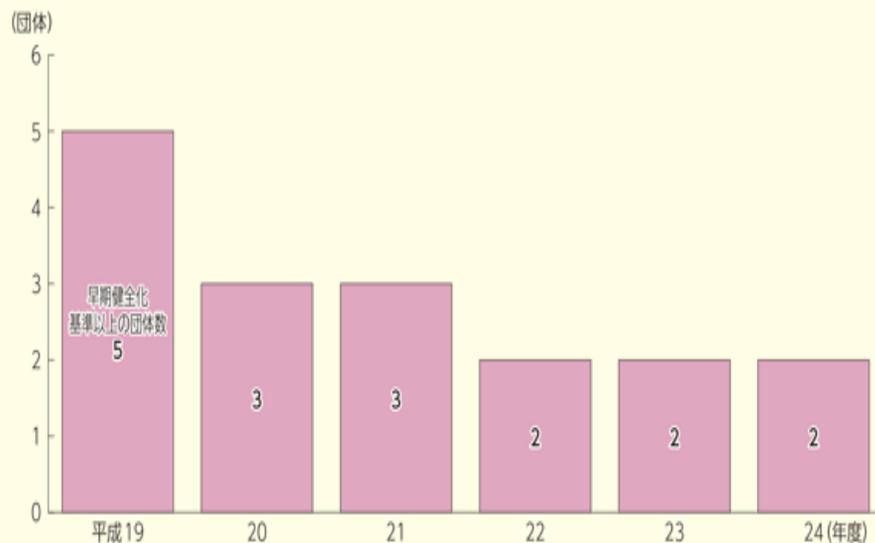
地方公社等も含む、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標

早期健全化基準：都道府県 400%、市町村 350%

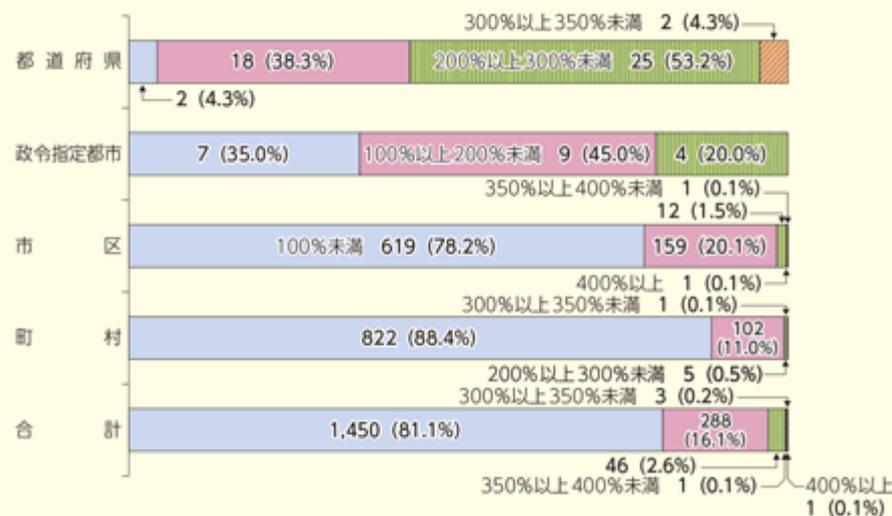
将来負担比率

$$= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

99図 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移



将来負担比率の段階別分布状況



(注) () 内の数値は、構成比である。

財政指数表

グループ	財政力指数 (平成22年度～平成24年度)	所属団体	団体数
A	1.000以上	該当なし	—
B	B1	0.700～1.000未満 愛知県、神奈川県、千葉県、埼玉県、 大阪府	5
	B2	0.500～0.700未満 静岡県、茨城県、兵庫県、福岡県、 京都府、栃木県、群馬県、広島県、 三重県、滋賀県、宮城県	11
C	0.400～0.500未満	岐阜県、岡山県、長野県、香川県、 石川県、富山県、福島県、	7
D	0.300～0.400未満	山口県、奈良県、新潟県、愛媛県、 北海道、福井県、山梨県、熊本県、 大分県、山形県、青森県、佐賀県	12
E	0.300未満	和歌山県、宮崎県、長崎県、岩手県、 鹿児島県、徳島県、沖縄県、秋田県、 鳥取県、高知県、島根県	11
F	0.86449	東京都	1

第5 グループ別主要指数の比較表

1. 概要		財政事項					
第1表 一般的事項・財政事項		実質収支 比率 (G)/(E) (%)	経常一般 財源比率 (H)/(E) (%)	経常収支比率 (I)/(H) +減収補填債特例分 +臨時財政対策債(%)	減収補填債(特例分) 及び臨時財政対策債 を経常一般財源等から 除いた経常収支比率(%)	実質 公債費 比率 (%)	公債費 負担 比率 (%)
総額	東京都を含む	1.3	88.0	94.6	109.6	13.7	19.7
	東京都を含まず	1.0	84.7	94.9	112.3	15.2	21.4
	B1 グループ	0.6	80.1	96.9	120.5	14.0	17.7
	B2	1.1	84.0	94.7	113.1	14.7	19.6
	C	1.0	86.8	94.1	109.2	15.7	22.7
	D	0.9	87.4	93.9	107.8	17.1	25.7
	E	2.1	88.4	93.7	106.8	15.3	24.1
F	3.7	115.0	92.7	92.7	1.0	9.8	

- 政令指定都市(1類型)
 - 選定団体数 19 団体
- 特別区(1類型)
 - 選定団体数 23 団体
- 中核市(1類型)
 - 選定団体数 41 団体
- 特例市(1類型)
 - 選定団体数 40 団体

都市		Ⅱ次、Ⅲ次 95%以上				Ⅱ次、Ⅲ次 95%未満				計	
		Ⅲ次 65%以上		Ⅲ次 65%未満		Ⅲ次 55%以上		Ⅲ次 55%未満			
		3		2		1		0			
50,000 人未満	I	7	(7)	12	(12)	170	(172)	61	(62)	250	(253)
50,000～ 100,000	II	12	(12)	19	(20)	190	(195)	39	(40)	260	(267)
100,000～ 150,000	III	8	(8)	-	(-)	87	(88)	11	(11)	106	(107)
150,000 人以上	IV	2	(2)	2	(2)	52	(52)	4	(4)	60	(60)
計		29	(29)	33	(34)	499	(507)	115	(117)	676	(687)

町村		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上				Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満		計	
		Ⅲ次 55%以上		Ⅲ次 55%未満					
		2		1		0			
5,000 人未満	I	76	(78)	27	(28)	124	(131)	227	(237)
5,000～10,000	II	87	(91)	40	(40)	111	(111)	238	(242)
10,000～ 15,000	III	74	(75)	26	(26)	44	(44)	144	(145)
15,000～ 20,000	IV	80	(82)	24	(24)	30	(30)	134	(136)
20,000 人以上	V	139	(141)	22	(22)	9	(9)	170	(172)
計		456	(467)	139	(140)	318	(325)	913	(932)



〔概況〕 2.産業構造、財政事項

項目		財政事項(1団体当たり千円)						
		実質収支比率	経常一般財源等比率	経常収支比率	減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた経常収支比率(%)	公債費負担比率	実質公債費比率	財政力指数
類型		(C)/(A) (%)	(D)/(A) (%)	(%)		(%)	(%)	
		政令指定都市	1.2	92.7	95.5	105.9	20.2	12.1
	特別区	3.5	68.4	86.4	86.4	6.1	0.0	0.59
	中核市	3.5	95.0	90.1	97.1	16.9	9.2	0.77
	特例市	5.0	95.4	90.2	96.8	14.7	8.6	0.85
都	I-0	6.1	95.0	87.4	93.2	17.4	13.5	0.46
	I-1	6.3	94.6	89.0	95.0	17.7	13.8	0.42
	I-2	6.0	94.4	89.0	96.6	16.1	12.7	0.69
	I-3	5.6	96.2	90.0	95.7	17.9	13.9	0.38
	II-0	7.4	95.7	86.7	92.7	14.8	11.1	0.70
	II-1	5.6	94.3	89.6	96.5	15.6	11.1	0.65
	II-2	5.9	95.8	89.0	96.2	15.2	12.2	0.71
	II-3	4.8	94.3	95.4	103.2	15.3	10.6	0.65
	III-0	6.4	96.0	85.0	91.0	14.9	11.6	0.72
	III-1	5.0	95.1	89.9	96.3	15.2	9.3	0.77
市	III-2	-	-	-	-	-	-	-
	III-3	4.3	93.7	92.1	98.3	14.5	7.2	0.76
	IV-0	7.1	97.7	83.9	89.1	13.1	7.7	1.00
	IV-1	5.0	95.1	90.1	96.3	14.1	7.6	0.85
	IV-2	6.9	92.9	89.4	97.6	13.6	5.6	0.78
	IV-3	3.3	95.6	96.6	102.5	14.0	5.3	0.94
町	I-0	6.0	95.3	81.2	85.9	17.4	11.4	0.17
	I-1	9.8	95.8	80.2	84.8	15.7	9.4	0.22
	I-2	8.6	96.0	83.1	87.4	16.3	10.8	0.26
	II-0	5.6	95.2	83.2	87.9	17.7	12.2	0.25
	II-1	6.8	95.5	82.9	88.4	14.4	11.9	0.36
	II-2	7.6	95.3	85.0	90.3	15.4	12.6	0.42
	III-0	5.4	95.1	85.4	90.6	18.7	14.5	0.27
	III-1	10.0	94.7	81.9	87.4	10.4	10.9	0.60
	III-2	6.1	95.9	86.1	91.7	14.7	11.6	0.47
	IV-0	6.3	94.2	85.7	90.8	17.4	14.5	0.31
村	IV-1	8.4	93.5	84.3	91.0	13.4	12.6	0.48
	IV-2	7.5	94.2	87.6	93.6	15.5	12.3	0.51
	V-0	5.1	94.9	86.2	91.9	19.7	13.8	0.37
	V-1	6.7	96.2	86.9	92.3	13.8	11.1	0.69
	V-2	6.1	94.0	86.9	93.6	13.3	10.1	0.65

(注) 産業3部門の比率は、就業人口総数から分類不能の産業就業者数を除いた数値を分母としている

